

	タイ王国					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロベニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Telemach Mobil, širokopasovne komunikacije, d.o.o.</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

	タイ王国	<u>Advanced Info Service Public Company Limited</u>	<u>2</u>	二	<u>A</u> ◆● I	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロベニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TUŠMOBIL d.o.o.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

附則(平成27年10月27日経企第1292号)
この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

2 (略)

別表9 (略)

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]							[現 行]								
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)								
料金表 (略)							料金表 (略)								
別表1～別表8 (略)							別表1～別表8 (略)								
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者							別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者								
1 2以外のもの							1 2以外のもの								
地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
				通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード					通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	南・北アメリカ地方	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	カンボジア王国	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	アジア地方	カンボジア王国	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
		VIETTEL (CAMBODIA) PTE. LTD		4	-	A ● III	○			VIETTEL (CAMBODIA) PTE. LTD		△4	-	△A △● △III	△
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

	タイ王国					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロベニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Telemach Mobil, širokopasovne komunikacije, d.o.o.</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

	タイ王国	<u>Advanced Info Service Public Company Limited</u>	<u>2</u>	二	<u>A</u> ◆● I	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロベニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TUŠMOBIL d.o.o.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 27 年 10 月 27 日経企第 1292 号)
この改正規定は平成 27 年 11 月 1 日から実施します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表2 (略)</p> <p>附 則 (平成 27 年 10 月 27 日経企第 1292 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第 633 号 (平成 27 年 6 月 24 日) の附則第 2 項中「その契約者回線の提供開始日が平成 28 年 4 月 30 日までの間」を「その契約者回線の提供開始日が平成 28 年 6 月 30 日までの間」に改めます。</p> <p>4 経企第 633 号 (平成 27 年 6 月 24 日) の附則第 3 項を次のように改めます。</p> <p>3 前項に規定する表中の区分(2)の適用がある場合において、その I P 通信網契約に係る特定 X i 等 (次の(1)又は(2)を満たすものに限り、) 又は特定 X i 等が属する共有回線群を構成する他の X i 若しくは F O M A (次の(1)又は(2)を満たすものに限り、) に係る契約の締結 (いずれも、当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結した F O M A 契約又は X i 契約に係るものを除きます。) があつた日を含む暦月の翌月の末日までの間に、その I P 通信網契約 (当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに I P 通信網契約を締結する場合及び特定 F T T H 事業者の契約約款に規定する I P 通信網サービスの転用を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合を除きます。) の締結があつたことを当社が確認したときは、対象工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 総合利用プランを選択していること。</p> <p>(2) 当社が指定する端末設備の購入と同時にデータ専用プランを選択していること。</p>	<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表2 (略)</p>